

●附 記

春日祭辰立柳式次第 (三月十日)

當日早旦社頭ニ於テ大柳ヲ清メ祓フ
次 神職捧持シテ一ノ鳥居ニ立ツテ復命

春日祭已祓式次第 (三月十一日)

當日午後第三時宮司以下幣殿ノ座ニ着ク

次 禰宜以下神饌ヲ傳供ス
次 宮司祓詞ヲ讀畢テ復座ス
次 禰宜以下撤饌
次 各退出

春日祭午御酒式次第 (三月十二日)

當日午後第四時宮司以下神前ノ座ニ着ク

次 禰宜以下神饌ヲ傳供ス
次 宮司祝詞ヲ奏ス
次 禰宜以下神饌ヲ撤ス
次 宮司以下一同神前ニ於テ直會式ヲ行フ
次 各退出

(參照)

春日祭七ヶ日儀式ノ古例

辰ノ日 入山内塚神木 但神人所役之
巳ノ日 於幣殿敷敷執行 獻神饌一同群參
但春委祭主 神王 冬委祭主 正頂
午ノ日 於神前一同賜酒 但末座ノ神人所役之
未ノ日 日本宮至末社社前置酒 末ノ砂置ト稱ス 職事役之
申ノ日 當日本宮祭典
酉ノ日 獻神饌一同群參
戌ノ日 日本宮至末社供小幣帛 戌ノ小祭ト稱ス 神人所役之
以 上

春日祭略記

春日祭は一に申祭と云ふ 仁明天皇御宇嘉祥三年九月始めて行はる 清和天皇御宇貞觀元年十一月九日庚申の日に執行せられ爾後春二月及冬十一月上申の日を以て式日と定められしにより此名あるなり祭祀の盛衰は時代によりて免れざるも明治維新に至る迄連綿として二季に行はれたりき明治四年に至り春一度となり其後申の日を廢せられ(開成六年官國幣社祭式ニ定地方長官の參向となり七年より申の日廢止)二月一日を以て例祭日と定められしが明治十八年四月十三日春日祭舊儀復興の儀仰出され更に三月十三日に御改定翌年より古式に據りて行はせらるゝに至れり
謹て按ずるに春日祭は延喜の制小祀に列せられ勅使を差遣せられたりき其參向の次第典儀の事は江家次第、春日祭秘抄、社記、禮儀類典等に詳記せられ其祭料は延喜式に詳なり而して直會殿幣殿、内侍房、車舍、官行事所(龜殿酒殿等の諸建造物は皆勅祭に關する必用の施設にして當時の創建に際かざるものとす貞觀八年十二月廿五日丙申詔して藤原の朝臣須惠子を以て齋女とし大和國司に令して騎士四十人、執仗士二十人を差充して參社の威儀とせられ爾後永く恒例と爲れり中古以還戰亂によりて祭祀弛廢又典禮を顧るの遺あるなく凡百の事皆略式となりて内侍の參社も自然に廢れて只上卿、辨、外記、史のみの參向とはなれり而して徳川氏の時代に充行はれたる祭料は三千八石九斗なりき以て其の一斑を知るべし

春日祭 次第
春日祭 行次 次第
春日祭 略記

Kasuga-jinja-
Order of the Kasuga Matsuri

●春日祭次第

- 當日早旦社殿ヲ裝飾ス
 午前第九時宮司以下神職神前ノ座ニ着ク
 次 宮司殿ニ昇リ御扉ヲ開キ畢テ側ニ候ス 此間奏樂
 次 禰宜以下神饌ヲ傳供ス 此間奏樂
-
- 午前第九時上卿以下齋場ヲ出テ社頭ニ參進
 上卿以下二ノ鳥居ニ於テ下馬禰宜ハ鳥居内ニ候ス
 外記代、史代、倭舞人等西ノ上ノ位ニ候ス鳥居内ニ出迎フ
 此間 奉行社頭ニ參進帳舎ニ着ク
 神職祭儀具スルノ由ヲ奉行ニ申ス
 奉行屬ヲシテ上卿ノ參進ヲ促ス
 次 上卿、辨代、祓戸座ニ着ク
 此間御馬、御幣櫃、倭舞人等直ニ社頭ニ進ム
 御馬ハ南門外廊ニ繋テ左馬寮、右馬寮代舞殿ニ着床
 御幣櫃ハ舞殿内ノ東北ニ繋テ敷セラルルニ居テ内藏祭代北面シテ側ニ着床
 宮司神前ノ座ヲ起テ杉本社ノ座ニ立テ
 禰宜以下出迎ヲ畢リ歸テ杉本社ノ座ニ立列
 次 宮主代讀物ヲ居テ祓ノ詞ヲ讀ム
 上卿及辨代解除
 次 宮主代、大巫ヲ上卿及辨代ニ進ム各一撫返之
 次 讀物ヲ撒ス
 次 起座 下薦ヲ先トス
 次 上卿着到殿ニ着ク 東側ノ入口ヨリス
 辨代、外記代、史代、全殿ニ着ク 北側ノ入口ヨリス
 次 上卿、式ヲ因ス
 次 上卿、外記代ヲシテ社頭ニ參進ヲ告ケシム
 次 起座 下薦ヲ先トス
 次 外記代、史代ハ南門ヨリ進ミ作合ニ着床
 上卿、辨代、藤ノ鳥居ヨリ進ミ慶賀門ニ入り手ヲ洗フテ作合
 ニ着床、上卿劍ヲ解ク
 次 宮司、食薦ヲ神前ニ敷ク
 上卿及辨代第一神饌御棚ヲ昇立之ヲ供ス
 第二第三第四神饌御棚ハ禰宜以下神職之ヲ供ス
 次 宮司、獻饌ヲ奏莫ス
 上卿、辨代、庭中ノ座ニ着ク
 次 官幣内藏祭代御幣物ヲ幸櫃ヨリ出シ捧持シテ進ム
 杉本社ノ段上ニ於テ之ニ宮司ニ渡ス宮司受テ神前ノ案上ニ奉ル 四回
 上卿起座庭中ノ祝詞座ニ移リ着ク 再拜
 上卿御祭文ヲ奏ス 再拜
 次 宮司上卿ノ座前ニ進ム上卿御祭文ヲ宮司ニ付ス
 宮司御祭文ヲ神前ニ納メ出テ還祝詞ヲ申ス、拍手
 上卿、辨代之ニ應ス
 次 上卿、辨代起座作合ニ復ス
 上卿、全所ニ於テ劍ヲ着ク
 次 馬寮官人代、御馬四頭ヲ南門内ニ牽列フ
 上卿以下直會殿ノ座ニ着ク
 次 饗饌、宮司、禰宜、酒ヲ上卿及辨代ニ進ム
 次 馬寮官人代、御馬ヲ牽廻ス 四頭
 次 倭舞
 外記代、見參ヲ進ム上卿披見辨代ニ下ス
 上卿以下起座退出
 次 參列高等官拜禮捧玉串 (大禮禮)
 次 全判任官拜禮
 宮司玉串ヲ献リ拜禮
 次 禰宜以下拜禮
 次 禰宜以下御幣物及神饌ヲ撤ス 此間奏樂
 次 宮司御扉ヲ閉ツ畢テ下殿神前ノ座ニ復ス 此間奏樂
 次 各退出

●春日祭行列次第

- 地方警察官 騎馬 走雜色 退紅 御幣櫃 昇夫白丁二人
 地方警察官 騎馬 走雜色 退紅 昇夫白丁一人
- 御幣櫃 昇夫白丁二人 衛士代白丁 内藏寮官人代 騎馬 雜色白丁
 昇夫白丁一人 雜色白丁
- 馬部 御馬 馬部 馬部 御馬 馬部 御馬 馬部
 馬部 御馬 馬部 馬部 御馬 馬部 御馬 馬部
- 馬部 御馬 馬部 右馬寮官人代 騎馬 雜色白丁
 馬部 御馬 馬部 雜色白丁
- 馬部 御馬 馬部 左馬寮官人代 騎馬 雜色白丁 走雜色 召使代 騎馬 雜色白丁
 馬部 御馬 馬部 雜色白丁 走雜色 雜色白丁
- 舍人 上卿 騎馬 居岡 馬副 馬副 隨身 隨身 雜色白丁 白丁
 舍人 上卿 騎馬 居岡 馬副 馬副 隨身 隨身 雜色白丁 白丁
- 舍人 辨代 騎馬 雜色 雜色白丁 白丁 地方警察官 騎馬
 舍人 辨代 騎馬 雜色 雜色白丁 白丁 地方警察官 騎馬